



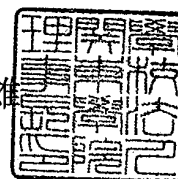
別紙様式2

関東学院大学大学院工学研究科工業化学専攻  
(博士後期課程)の廃止に係る学則変更について(届出)

関法発第2017-299号  
2018年3月31日

文部科学大臣 殿

学校法人 関東学院  
理事長 増田 日出雄



このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・ 関東学院大学大学院工学研究科工業化学専攻 (博士後期課程)の廃止に係る学則変更

# 関東学院大学大学院工学研究科工業化学専攻（博士後期課程）の廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

## 1. 廃止する大学等の概要

### (1) 廃止する研究科・専攻名（課程）、入学定員及び収容定員

関東学院大学大学院

工学研究科

入学定員

収容定員

工業化学専攻（博士後期課程）

3

9

(※平成 28 年 4 月から学生募集停止)

### (2) 当該研究科・専攻の所在地

神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目 50 番 1 号

## 2. 廃止の事由

平成 28 年に大学院工学研究科（博士後期課程）において、既設の機械工学専攻、電気工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻 4 専攻を改組し、新たに総合工学専攻を設置した。

これに伴い、工業化学専攻については平成 28 年 4 月から学生募集を停止し、在学生在が修了することを待って廃止することとしていたが、平成 30 年 3 月末日をもって在在生全員が修了することから、廃止する。

## 3. 学生の処遇

上記のとおり、平成 30 年 3 月末日をもって、工学研究科工業化学専攻（博士後期課程）に在籍する学生はいない。

## 4. 教職員、施設設備の処置

上記のとおり、改組のため、所属教職員並びに施設・設備については、新設される総合工学専攻（博士後期課程）に移管する。

## 5. 廃止の時期

平成 30 年 3 月 31 日